

第 1 4 7 号議案

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年多摩市条例第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を
同条第 2 項とする。

第 1 7 条第 2 項の表を次のように改める。

職員の区分	割合	
	6 月に支給する場合	1 2 月に支給する場合
職務の級が 1 級から 3 級ま でのいずれかである職員 (再任用職員を除く。)	1 0 0 分の 1 2 5	1 0 0 分の 1 2 5
職務の級が 4 級である職員 (再任用職員を除く。)	1 0 0 分の 1 0 5	1 0 0 分の 1 0 5
職務の級が 5 級である職員 (再任用職員を除く。)	1 0 0 分の 9 5	1 0 0 分の 9 5
職務の級が 1 級から 3 級ま でのいずれかである再任用 職員	1 0 0 分の 7 0	1 0 0 分の 7 0
職務の級が 4 級である再任 用職員	1 0 0 分の 6 0	1 0 0 分の 6 0
職務の級が 5 級である再任 用職員	1 0 0 分の 6 0	1 0 0 分の 6 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に係る改正後の第17条第2項の規定の適用については、同項の表12月に支給する場合の欄に定める割合は、同欄に定める割合から100分の5（再任用職員にあつては100分の2.5）を減じた割合とする。